

〔附錄第七号〕

元祿拾貳年橋御普請萬覺書

当時の普請方の一人

大屋嘉左衛門手記

記

元祿拾貳年橋御普請萬覺書

此の古文書は、本書第一四一ページの「創建以来架替板張替の年度」の一節に記したる年度表中、元祿十二年の欄にあるが如く、工事着手が七月十八日、竣工か八月廿五日、東より二番目、三番目、四番目の三つの反り橋を架替えた時の記録である。久しく竹中七輔氏の庫中に藏したものが此頃発見せられ、今日まで（昭和廿八年）既に二百五十五年を経たことであるから、紙は古び色はあせて、加うるに筆書の文字や其時代の文句特有の読み苦く解し難きものも相当あるが『元祿拾貳年卯年に橋御普請被仰付候萬覺書後年の控共に有之』と表紙に題して、丹精に橋普請の模様が誌してある。筆者は其の時の橋普請方の一人大屋嘉左衛門で、閑し來り閑し去るに橋の歴史として棄て難き節もあるので、之を本書の附録として後の世に留存することとした。但だ憾むらくは前にも断つた通り、筆者の筆跡が走り書きで文字の痕が明瞭でなく又あまり能文でもなく、且又其の時代の用語と当今の用語とは相異があるから、推読に難いところも数多くあるので、いよいよ不可解の文字は已むなく○○を以て填めておいた、読者宜しく之を諒とせられよ。

尙、本書第一〇六頁から第一〇七頁にわたる所に、元祿十二年の渡初めの有無について疑いを存しておいたが、其後に至りて此の「元祿十二年橋御普請萬覺書」を閲するに従い、矢張り其の時に渡初式が行われていることが明かとなつたから、本書第一〇六頁一〇七頁の二行の記述を訂正する。但し渡初出場の夫婦名が延宝二年大山村の三之森と村名人名が酷似して居るが、延宝二年と元祿十二年の間には二十五六年の隔たりがあるから、まさか同一人が二度出るわけはないと考えらる。此点が一つの疑問である。読者宜しく此の覚書を判断あらんことを望む。（永田）

覺

二

一、來年橋掛ヶ旨被仰付候時は今年早々より○○之事

一、元祿拾壹年刀ノ四月廿一日に日向材木便有之に付て橋材木員數寸法共に為聞合大形書付指出す是は少々之材木商買人にて大分之材木は無心元に付て直段聞合計に而打捨申候事

一、橋材木直段聞合せに刀ノ六月十日頃に倉橋へ今津御舟手より山県二郎兵衛佐伯吉右エ門兩人被遣直段承、入札相調させ罷戻り候、左候而追而倉橋より説候事御藏元より御説に付て月日不存に付て不印之也

一、日向長三間六寸に壹尺貳寸内壹本五拾目、いづれも小ふし木

一、同長三間六寸角貳拾八匁替

一、同貳間半六寸角拾八匁替

一、同長貳間六寸に八寸拾三匁替

一、同二間六寸角拾匁替

一、草楨敷板長貳間半厚サ貳寸五歩、一間に付て六拾壹匁七分替但小ふしわれくされなし

外に草楨角は直段印申に不及

右之通直段にて都合備前ノ牛窓尻海ノ出水屋作右衛門と申者請相倉橋板や仁兵衛兩人ペ仕出候事
此以後橋御普請被仰付候時は兎角此方よりいづれ成共人被遣、尤大工壹人被指添心遣可然候事、前書の直段高直に御座候。草楨○之分は度舟參候時下ノ闕にて直段聞合せ可然存候 為其書印置○○

一、前の橋は天和三年亥ノとし迄拾七年ぶりに掛け替有之事、其内掛け替より拾年目元祿五年申ノとしに板敷替候事、是は重板にして敷候事、自然橋桁よわり候へてはと存知、右の通に候、此以後板敷替候共重板

はあ敷候間板おこしのけ敷替能候事

一、亥ノ年掛け申時より卯ノ歳掛け替之時古橋下り之事、

横山地貳尺壹寸八歩下り、中ノはね五寸之下り、にしみ地壹尺七寸三歩下り申候事

元祿拾貳年卯ノとしはね橋掛け申事

一、同年卯ノ二月廿九日に橋道木、固や道具角材共に書付、中村作右衛門井上三郎右衛門方へ相渡ス、員数は奥に有之、其時迄御普請方無之付而右兩人橋方承りに付而也

一、同三月中旬に鉄具方黒鉄買方として福原源兵衛阿部惣右衛門小野道（尾道なるべし）被遣、鉄買戻り申候事

是は御藏元より被遣候事、鉄具物積り之儀御作事方談合なしに被遣候、追而御藏元御無案内に付て御作事に沙汰なしに被遣候段御作事へ被仰聞候也

一、鍛冶炭大分に入申に付て釜ヶ原へ井上権允被遣御聞せ候事、就夫炭置所横山鍛冶屋之内貳間はりに九間之固や掛け候ても夫ほと入不申候、向後掛け候はゞ右の半分ほと掛け申候事、炭大形二千五六百俵ほと入申候事、出次第鍛冶方へ遣申候也

一、四月朔日より鍛冶固や川原町駕屋藤右衛門沖之川端へ掛け申候事、固や員数は奥に有之

一、四月十一日より鉄具細工初り候事、算用方に綿貫源兵衛被仰付、尤阿部惣右衛門へも鉄具之義被仰聞候、左候て右之鉄具被仰付候段御作事方へ御物音無之に付而大屋嘉左衛門御藏元へ罷出、鍛冶細工被仰付候様に相見え申候鉄具建被仰付候哉如何共被仰付候哉と申候へは成ほと三はね共に相調申答之由阿部惣右衛門申様、中々鉄具左様に損申答にて有之間敷候、大形見分申候所先壹はね分被仰付可然と申候はゞ成程左様可有之候、其段御藏元御無

案内にて候間何分共嘉左衛門存じ寄に綿貫源兵衛阿部惣右衛門へ申談向後橋々の義は其方へ相渡と被仰聞に付而卯月十四日に綿貫源兵衛阿部惣右衛門両人御作事へ召出し壹はね分之員数寸法共に注文相渡し此外新敷相伺申に不及と申談右之通壹はね分に而相調候事、左候而鉄具壹はね分はやく相調申に付而橋普請へ取付不申内に中やめ申候事いづれも鍛治細工取付申時分はやく候間向後は取付時節から吟味之事、此度は鉄具壹はね分相調二はね分打つきやき直し相調候間此以後は二はね分新敷相調可然存候事

一、道鍛之分は阿部惣右衛門方に而御定之直段にて相調させ候、此の後は広嶋にて買方可然候事

一、六月二日に御普請方被指出、奉行に今田権兵衛門殿香川五右衛門殿月行司高畠八兵衛井下治右衛門被指出、尤橋方も御普請方へ被仰付候事

一、同六月四日に原七右衛門大屋嘉左衛門御藏元へ被召出、橋御普請之義連々被仰聞候所此度御普請方被指出橋御普請も彼方へ被仰付候間相添候而相調候様にとの御事候、左候而御普請奉行衆へ相対候て右之通申候へとの儀にて則御両人衆被參右之通申達候

一、同六月十五日に橋材木浦ヶ浜へ当着仕候由に而同十八日に大屋嘉左衛門井下治右衛門高畠八兵衛中村作右衛門佐伯源介森脇權七御庄ノ七右衛門召連見分に参候、都合大形四つ割の木也、同貳十一日迄材木請取申候
一、同六月廿七日橋普請大工方棟梁方三はねに三人外に若き衆以来ため付添被指出候様にと申候へは成ほと其通に仕候○と之義に付て申渡す役人所に有之

一、六月廿八日に橋方御鋸初仕候所へ横山内鍛冶や脇此元御普請方居所にて相調候、已刻に大屋嘉左衛門はね木三間木にて相勤加明田久兵衛相勤候、左候て御普請奉行兩人原十右衛門其外御普請方役人大工棟梁方無残御作事役人無残罷出、

御酒給申候事、左候て御釘初三寸干鯛三喉宛御屋形御裏御藏元大屋嘉左エ門普請方より高畠八兵衛兩人持參、御裏にて内坂十郎兵衛殿御出目出度段被仰聞御屋形にて殿様御館被成御座御番所へ相渡置御藏元に而今田伊織殿御相対にて目出度通被仰聞候

一、同日に御普請方より橋の普請に付て妙福寺にて御祈禱被仰付候

一、同日より橋の普請固や掛け仕候事
固 や 掛 ケ 所 覚
一、にしみ紙藏内見取場上の方山手に三間に拾間之大工固や壹ヶ所、貳間四方之木引固や壹ヶ所相調、是はにしみ地のはね方へ相渡す

一、同處紙藏と御米藏との間之堀ヲのけ山手に三間に拾四間に大工木引共に固や壹ヶ所相調、是は中のはねへ渡す

一、横山乘越内勢留に三間に拾貳間之大工固や壹ヶ所、但木引固やは掛け橋之下にて相調、是は横山地はねへ相渡す、左候て乘越勢留り囲の〇〇事御普請方長屋通りより貳間半置、桂勘左衛門殿方むかしの門番所捨柱より貳間半置、吉式部殿屏より貳間置、乘越門入口土手より三間置、四方枡にてかき相調、其内普請場に相成候事

一、右之固や掛け申に付て乘越門出入番所より見え不申に付て普請之間仮番所掛け申し候、乘越門内へ入候はゞ右之方に貳間に三間之固や壹ヶ所五尺に九尺、土手の方にひさし物置相調渡す

一、横山川原橋より上植松之下に奉行衆御出物見固や貳間に三間に壹ヶ所上下六疊宛に横竹緩壹間許にゆい、外に家来之者居所九尺四方に壹ヶ所、同所仮雪隱壹ヶ所相調候事

一、にしみ川原橋より貳拾四五間に上方土手より二三間置て、貳間はりに拾貳間之役人固屋、橋なみに掛け候事、固や内

仕切り仕様之事、川の方貳間半口物見固や、次三間口は朱役方、其外役人居所、次壹間口は御用掃方、次貳間半口は勘定方、はし三間口は道具方也

一、同所に壹軒雪隠壹ヶ所、三軒雪隠壹ヶ所相調

一、同所からつ屋、普請中鉄具固やに仮請申也

一、川原町之鍛治固や三間ばかりに貳拾三間壹ヶ所、此内三間口は役人居所、残て鍛冶場貳間口宛に仕切り壹仕切り二間宛都合貳拾ヶ所鍛治すへ申也

一、同所に萬釘鍛冶方貳間はりに六間に壹ヶ所相調、内壹間口は役人居所也、但柳井鍛冶居所共に

一、同所に貳軒雪隠壹ヶ所相調、外に古鉄具置所囲相調置也

一、横山鍛治や内炭置固や貳間に九間壹ヶ所調也

合固屋数大小拾ヶ所、雪隠四ヶ所相調候事

一、橋鉄具方鍛治壹はねに壹人宛、三はねへ三人被仰付、鍛治も善惡三つにわけ三はねへ相渡す、阿部惣右衛門江見判左衛門江見利右衛門被仰付候事、阿部惣右衛門病氣に付て弟の瀬兵衛罷出候

一、萬釘方明珍彌七郎へ被仰付候、左候て爰元之鍛治にて手相不申に付て柳井鍛治三人被召出候、尤兼々不相成事、鉄具はつし候て其後橋桁掛け其上にて鉄具打つき折など相調申に付て一同に鍛冶大分入申に付て也

一、七月八日に橋の普請方諸役人被指出候事

佐伯与介大屋嘉左衛門談合人其外諸心遣共に

朱役方 丁綿貫
桂三郎兵衛

吉式部殿内
松崎市兵衛

嘉左衛門

香舍人殿内

善左衛門

是は諸心遣ともに
朱役下肝入 今伊織殿内
桂三郎宅 伊左衛門

新兵衛

朱役三人添役六人共に

藤井新兵衛

横山はね 福原源兵衛

菅田又兵衛

中人はね 大屋四郎兵衛

栗屋八左衛門

にしみはね 桂 九左衛門

湯浅又兵衛

但、大屋四郎兵衛中度に大畠へ被遣候に付て跡役小野作左衛門相勤め候、小野作左衛門跡役二宮八左衛門勤候

日用方 生田十兵衛

桑原瀬兵衛

栗栖利兵衛

勘定方 笹川作兵衛

水落藤左衛門

大田又右衛門

勘定方

福屋善六

新庄

道具方 今岡 権左衛門

佐伯伊太夫

井原助右衛門

道具方

長左衛門

道具方

中長左衛門

大工掃のう付方 森 脇 権 七

惣様打廻り

中 村 清左衛門

田 中 市郎兵衛

横山乘越内固や夜番 森 脇 茂兵衛

鍛治方

横山地 坂根 淺右衛門

江見 判左衛門 ○○、治右衛門

中ノはね 長和孫之進

江見 利右衛門

市木ノ九郎右エ門

にしみはね 湯淺 甚兵衛

阿部 瀬兵衛

福屋ノ判兵衛

萬釘方 楊口勘九郎

明珍彌七郎

福屋ノ權右衛門

釘遣方

横山、志谷藤五郎。中、大嶋権十郎。にしみ、栗栖平六。古木萬しまつ方、小川与右衛門、河野又四郎、吉木ノ長右衛門。

石 方

米村茂右衛門

湯淺七右衛門此外御弓方衆

入次第大分被罷出候事

大工棟梁方添役共に

横山のはね 明田久兵衛 大吉屋

平七

中のはね 佐伯判兵衛

児玉源二郎

惣様大工木引善惡三ツわけ仕〇之事

横山のはね 明田久兵衛 大吉屋

平七

中のはね 佐伯判兵衛

児玉源二郎

御作事方大人原

七右衛門

大屋 嘉左衛門

高畠 八兵衛

御普請方 当分也 中村 作右衛門 井下 治右衛門 井上 三郎右衛門

平允

御普請奉行書手 井上 三郎右衛門

桂平允

にしみ川原不寢番 市木ノ 与右衛門

祖生ノ 与左衛門

横山掛け橋之上夜番 吉木ノ 八兵衛

にしみ地橋入口門番 いからちノ 善八

鍛冶固や不寢番 有田ノ 德右衛門

大工触方小遣共に 居宿ノ 七郎右衛門

萬 小 遣 にしみノ 新五郎

一、七月九日より大工遣初候 扱又にしみ地中はね共に道今日より掛け申事、但益二日普請やみ申也

一、七月十六日より横山地道掛け申候事

一、七月十九日迄ににしみ地中はね共に道掛け調、同廿一日迄に古橋とき仕舞候事

一、七月廿二日、三日両日に、にしみ地二台の榤形石取退候事

一、七月廿四日に横山地二台之榤形石取退候事

一、七月廿四日より、にしみ地両方中のはね片方橋桁はね出シ候事

一、七月廿五日より横山地はね両方、中はね片方、橋桁はね出し候事

一、七月廿五日より横山地はね両方、中はね片方、橋桁はね出し候事

一、七月廿七日迄に三はね共に橋桁棟合相調候事

一、同廿八日に横山地はね橋桁棟合に小なおし有之相調候事

一、七月廿七日に柳井銀治罷出候事

一、八月四日に 殿様より御音信、餅酒惣様出人迄被遣候事

横山物見にて香川五左衛門殿、今田権太夫殿、原七右衛門、綿貫新兵衛、桂三郎兵衛、山県嘉左衛門、佐伯与介、綿貫善右衛門、大屋嘉左衛門、中村作右衛門、高畠八兵衛、井下治右衛門、桂平允、御音信物給申候、其外惣様役人へにしみ役人固やにて被遣候、御普請方自足役人御作事方より原久右衛門森脇長右衛門始方共に浮世大工木引鋸治之分はにしみ藏之内大工固やにて被遣候

朱役御用の者には川原にて被遣候、八つ時分に被遣、夫より普請止候事

一、鉄具細工手相不申に付而五夜ほと夜細工相調候事

一、八月十三日ノ夜洪水にて皆々罷出候へとも橋道とも無別条候事

一、八月十七日に御普請奉行兩人より催相にして音信有之赤飯酒惣様役人はにしみ役人固やにて給申候大工木引鋸治はにしみ大工固やにて給させ候朱役御用は川原にて

一、八月十八日迄に敷板相調、高らん地福迄仕付、左右橋桁外しとみ迄相調申也

一、八月十九日に朝五つ時分に三はね共に切はりつがはつし申候事、いつれも沙汰なしにして大屋嘉左衛門棟梁方召連其外の大工一むねに六人宛召連罷出、中より左右へはつし申候事、尤普請奉行兩人衆へは前かと与介嘉左衛門得内意置候事

切はりはつし橋下り之事

一、横山はね分半も下り無之事

一、中のはねは三歩はね上り申候事

一、にしみ地はねは五歩はね上り申候事

一、八月廿四日迄に大工遣相調申候、尤のみ繩打申迄相調候事

舟大工不足に付而家大工に大形のみ繩打申候事、其内向後ものみ繩打せ可申と存人柄きわめ申者は伊右衛門、嘉右衛門

金右衛門、彦右衛門、源二郎、町ノ勘右衛門、藤右衛門、与九郎、又兵衛、右之者共に候也

一、八月廿五日迄にしつくい、ちやん共にすきと橋の分は相調候事

一、八月廿八日橋渡り初め被仰付候、河内与くみノ者大山村之三ノ允と申者夫婦渡り候、子共拾人持也四人は男
六人は女三ノ允歳は五

十貳、女としは四十六、子共とし廿八より三つ迄也

渡り様にしみ紙藏迄罷出、昼の九つ頃ににしみ地より夫婦つれにて渡り申候、左候而横山地物見に御普請奉行両人其外かと有之、役人罷居申候、夫迄参り候而物見固やへ上り、のしを取り候、左候て銀子三両宛夫婦へ被遣候事、尤代官手子山県吉右衛門御庄庄や三右衛門罷出のしヲ取申候

其外役人ものしヲ取申候事、夫より又にしみ地へ渡り橋守家にて吸物にて御酒被遣候。夫より左右惣様往来有之候事

一、同日に御普請奉行衆其外にしみ固や渡り申候。左候て橋御普請一先成就に付而御藏元へ付届に罷出候、御普請奉行両人原七右衛門、大屋嘉左衛門、綿貫新兵衛、桂三郎兵衛、佐伯与介、山方嘉左衛門、綿貫善右衛門、中村伊右衛門、井下治右衛門、高畠八兵衛、棟梁方三人添役三人ともに罷出御手子衆御相対也

橋仕様材木積り共に

一、はね橋土台之内くさり申に付て橋桁両方外之方は台之内建楓板にて包口貳尺之所銅のべ板にて包候事、中通りの桁は口計貳尺ほど楓板にて包銅のべ板にて包申候。

一、向後被仰付候時橋桁はね出し台の内の分は楓買方にて相調候事、左候へば包板も入不申奥木積りの所に委細に仕置也一、橋はね木厚サ削立五寸五步、高サ五寸八分、但是年は五寸五步四方に相調候へども惡敷に付て吟味之上木有たけ高サ五寸八分に相調候

一、はり木削立厚サ四寸、高サ六寸角成次第に相調候事

一、台之内入平物も厚サ五寸五步、高サ成次第之事

一、橋台のふり之覚にしみ地にしみの台にて川下之方にてにしみの方へ壹尺八寸のふり

にしみより二番目台川下にてにしみの方へ六寸ふり有之、モ此渡、又其瀬、木之皆共ノ封出

にしみより三番四番の台もふり少々有之是は古土台の地福はつし候へば知れ申也人跡ちゆみ申告封印御門、幕府御門

一、はね出し土台地福上より舛形上平迄の高サの事

横山のはね (四尺六寸七步) 横山の方 両方平四尺八寸

中ノはね (四尺貳寸六步) 横山の方 にしみの方 左右平四尺四寸

にしみはね (四尺七寸三步) 四尺七寸

横山ノ方 左右平四尺七寸貳步

一、はね橋高サ之事

横山はね壹丈七尺七寸六步 土台地福上直繩より天井敷板下迄

内 四尺八寸は地福上より舛形上迄

中ノはね 壱丈貳尺九寸 土台地福上直繩より天井敷板上迄

内 四尺四寸 地福地より舛形上迄

内 壱丈三尺五寸 舛形上より敷板下迄

にしみはね 壱丈七尺五寸貳步 土台地福上直繩より敷板上迄

内 四尺七寸貳步は 地福上より舛形上迄

内 壱丈貳尺八寸 舛形上より敷板下迄

一、はね橋間数の覚

横山ノはね 拾壹七尺壹寸 左右直繩地福つらより中すみにて代々木へ直繩がへ、豊間繩引役立て出庭判事、少監井

中ノはね 拾壹丈六尺 左右直繩地福つらより

にしみノはね 拾壹丈五尺貳寸 右同断

一、道掛け様之事

壹はねの内惣間へ道柱拾貳通り、但左右台脇共に壹通りに柱四本宛立候事、道はし橋外より三尺ほどのけテはりヲ渡し、
はり木長三間半木也、其上に五寸角貳間木をねたヘベ、其上へ板がき付候事

扱又はね橋はり通りに切立仕下へつがもたせの木建はり通りに相調候事、但是は古橋はね桁にて相済候事、右拾貳通りを
壹通り越に上み下もより、すけ木かい候事、但道柱はほり立にして外に下へ地福をベ、壹間越に切立ヲ相調候事、尤道柱
にすじかへをも入申候事

一、中の台貳つ之分は上下けんさきにも道を掛け申候事、是は舛形之石取のけ置申也。左右之台に樹形の石は両方掛け橋
之上へ取のけ置申候に付而道入不申候事

道木寸法員數覺 三はね分也

一、長木 貳百三拾五本は 柵之事

内 貳拾本は 長六間 内 四拾本は 長五間半

内 四拾本は 長五間 内 四拾五本は 長四間半

内 五拾本は 長四間 内 拾本は 長三間半

内 三拾本は 長三間

一、桿道はり木四拾五本は 長三間半 すく木

一、貳人持桿七拾五本 台之上道其外道平木共に

一、田舎角 貳百四拾本は

内 六拾本は 六寸角貳間半 道つがもたせノ木

内 百八拾本は 五寸角貳間 道上平ねた木

一、厚板百貳拾間 長九尺 厚サ壹寸掛

但是は古敷板にて相調候間足シ板六拾間程用意仕候事

一、九寸廻りの竹 九百本 一、大繩 貳百束ほど

一、渡り七八寸之鍍貳千本 内 六百枚は手違トバ

一、固屋道具覺

一、桙 千本 但壹人持 貳本持之間

一、松厚板 貳百間ほど 役人固や敷板鍍治固や之上葺申板共に〇本半唐

一、かや麥わら之間 四百荷 一、とま 五百枚ほど

一、七八寸廻り竹 百本 一、五六寸廻り竹 千四百本ほど

一、〇 百荷 ぬいほこ竹鍍治固や廻り木舞にして壹へん手ぬりに相調候事

一、大繩 百束ほど 一、むしろ 三百枚ほど

一、橋はね木道具積り 但壹はね分也

一、はね桁 百貳拾本

内

拾五本は 長三間六寸にはば壹尺貳寸

内 五本ば 日向木 是は橋桁棟へ入申候

内 十本は 横 台の内はね出しノ木

但只今之橋は日向木にて候へども橋とき申時見申候へば、くさり申候。後年の時は必ず横にて無之候はゞ不相成に付而如此書付置也、前かど横用意無之に付而横板にて包み其上銅延板包申候。横にて相調候はば上包入不申候事

拾本は 日向木 長三間半 六寸角

此度橋掛け候は三間木にて相調申候に付而、半中ノつき〇ニ付而後年は三間半木買方の事、是は台脇のはね木也、是も横の事

七拾本は 日向木 長三間 六寸角惣様はね木

拾本ば 日向木 長貳間半 六寸角棟脇左右はね木

五本は 日向木 長壹間 六寸に八寸 棟木也 但貳間木バ〇本半也

拾本は 横 台内はね初め木也

内 貳本は 長貳間 六寸に壹尺貳寸

是はにしみ地台ふり有之に付而くさひ所けつり付申に付而平物入申候事、但一尺八寸ノふり有之に付て

内 四本は 長貳間 六寸に八寸

是は少々ふり有之台に入申に付而也

内 四本は 長貳間 六寸角ふり有之候、上之方へ遣分

右いつれ厚サ削立五寸五歩

はねノ木分は高サ五寸八歩平物は成次第之事

一、はり木 三拾七本 長サ貳間半 六寸角日向木 削立 厚サ四寸 高サ五寸九步

一、なます木 四拾本 日向木 長貳間 六寸角

一、くさび木 三拾本 日向木 長貳間 六寸角

是は古橋はね桁にて相調申に付而買方に不及候

一、たすけ木 田舎角ニベ 貳拾貳本

長貳間半 六寸角 但三つわりニベ 小数六拾四本

一、馬之くら木 田舎角ニベ 六拾三本

長貳間半 六寸角 小数ニベ 三百四拾六本

内 拾本は貳つわりニベ 四つ切り

内 五拾三本は貳つわりニベ 三つ切り

但、長貳間半取不申時は長壹丈壹尺ニベ 木数五わりましの事

一、くもて木すちがへ木 田舎角ニベ 拾三本

長貳間半六寸角 小数ニベ 百五拾貳本

角 壱本 拾貳わりニベ

一、土台地福木 楓 角 貳本 長貳間半 壱尺角

一、敷板草檻 貳拾貳間 長貳間半 厚貳寸五步

但し板はば壹尺より上

一、高らん道具

草楓角

六拾五本

内 拾本は

長貳間半

六寸角

内 五拾三本は

長二間

六寸角

内 貳本は

長貳間

七寸角

但壹本半入詰

一、草楓完料

拾三挺

三はね分并日向楓○

五百九拾本

四拾五本は 長三間

壹尺貳寸六寸

内 三拾本は 楓

日向木

三拾本は 日向木

長三間半

六寸角

貳百拾本は 日向木

長三間

六寸角

百四拾壹本 日向木

長貳間半

六寸角

貳本は 楓

長貳間

六寸に八寸

拾六本は

長貳間

六寸に八寸

内 八本は楓はね出し

内 八本は 日向木〃

百四拾本は	長貳間	六寸角
内 貳拾本は	楓	
内 百貳拾本は	日向木	
六本は 楓	長貳間半	壹尺角
三はね分草楓○并	草楓	
三拾本は	長貳間半	六寸角
五本は 同	長貳間	七寸角
百五拾九本は 同	長二間	六寸角
三十九挺は 同	完料	
六拾六間は 同	敷板	長貳間半厚貳寸五步
外に買木之入れ		
三 本 日向	長三間	六寸に壹尺貳寸
三 拾 本 日向	長三間	六寸角
拾四本は 楓	長貳間半	六寸角
貳本は 楓	長貳間	六寸に八寸
拾本は 日向	長貳間	六寸角
五本は 草楓	長貳間半	六寸角

拾本は

同

長貳間

六寸角

五丁は

同

完料

拾五間

同敷板

長貳間半

厚サ貳寸五步

右之通に説候時用心木買添候事

一、田舎木三はね分并三百本 長貳間半 六寸角

たすけ木、馬ノくら、くもて、筋かへ共に

釘道鉄具壹はね分積り

一、卷鉄 四百八拾枚 此内貳拾枚ハ台之内之分

はゞ貳寸五步 厚サ三步

内 貳拾枚は 長五尺八寸 内四拾枚は 長五尺四寸

内 貳拾枚は 長四尺八寸 内廿枚は 長四尺六寸

是は台之〇之分

内 六拾枚 長四尺五寸 内廿枚は 長四尺三寸

内 四拾枚は 長四尺壹寸 内貳拾枚は 長四尺

内 貳拾枚

長三尺九寸

内四拾枚

長三尺八寸

内 六拾枚は 長三尺六寸

内百廿枚

長三尺五寸

但 鈎釘壹挺平し拾本宛入候事

一、はりノはな卷鉄具

七拾枚

はゞ八步 壓サ壹步 長貳尺

但 錫釘壹枚平し拾本宛

一、馬ノくら角鉄具 百六拾三枚
但 錫釘壹枚に八本宛

一、そうはん巻鉄 八枚
但 錫釘壹枚に十本宛

一、大柱巻鉄具 四枚
但 錫釘壹枚に九本宛
一、大柱取付鉄具 八枚
但 錫釘壹枚に八本宛

一、大柱巻鉄具

四枚

はば壹步
厚サ貳步

長貳尺六寸

一、錫釘壹枚に八本宛

一、笠木鉄具 貳拾貳枚
但 錫釘壹枚に八本宛

一、笠木鉄具

貳拾貳枚

一、台之上高らん鉄具 四枚
但 錫釘壹枚に八本宛

一、台之上高らん鉄具

四枚

長サ貳尺

一、地福筋鉄 四拾四枚
但 錫釘壹枚に付而八本宛

一、地福筋鉄

四拾四枚

長サ貳尺壹寸

一、大平鍛大小 千貳拾枚
但 錫釘壹枚に付而八本宛

一、大平鍛大小

千貳拾枚

此内貳百枚は台之内

内 四百枚はゞ壹寸 厚サ
内 八百枚はゞ壹寸 厚サ

内 四拾枚は	長壹尺壹寸	内 八拾枚は	長壹尺
内 百貳拾枚は	渡り 九寸	内 貳百卅枚は	渡り八寸
内 四百十枚は	同 七寸	内 百四拾枚は	同六寸
一、なます鍍 大小四百八拾枚	台之内共に		
内 廿枚は	渡り壹尺	内 六拾枚は	渡り八寸
内 九拾枚は	同 七寸	内 卅枚は	同 六寸
内 百四拾枚は	同 五寸	内 百四十枚は	同 四寸
一、千違はりノ小鍍 貳百八拾枚	長さ五寸五步 四步半 四方歩		
但 千違左右半分宛ニメ			
一、馬ノくら小鍍	四百九拾枚		
一、たすけ木打釘	四百本		
一、馬ノくら打釘	千 本		
一、敷板打釘	千八百本		
一、地福付釘	八十四本		
一、そはん付釘	拾六本	長サ壹尺	
一、笠木けしやう鉢釘	貳拾貳本		
一、板ノは打なます釘包板打ともに足五寸釘、足四寸釘、足三寸釘并四寸釘板われ目打申小鍍右いづれも大分入申候事			

元祿拾貳年卯ノ八月廿八日

大屋嘉左衛門 存知